

---

---

資 料 編

---

---



## 【資料編 / 目次】

資料 1	つがる市防災会議条例	1
資料 2	つがる市防災会議委員名簿	3
資料 3	つがる市災害対策本部条例	4
資料 4	災害救助法の適用基準	5
資料 5	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	9
資料 6	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱(青森県)	14
資料 7	防災関係機関・関連事業者等連絡先一覧	15
資料 8	消防力及び消防施設等の現況一覧	18
資料 9	水防関係備蓄資機材保有状況一覧	21
資料 10	市防災行政用無線整備状況一覧	22
資料 11	消防無線整備状況一覧	27
資料 12	市車両及び重機保有状況一覧	30
資料 13	緊急通行車両保有状況一覧	31
資料 14	山腹崩壊危険地区一覧	36
資料 15	地すべり危険箇所一覧	36
資料 16	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	37
資料 17	土砂災害警戒区域等	39
資料 18	なだれ危険箇所一覧	40
資料 19	重要水防箇所一覧	40
資料 20	海岸浸食危険地一覧	43
資料 21	ため池一覧	44
資料 22	管内道路一覧	47
資料 23	指定避難所等一覧	48
資料 24	つがる市避難行動要支援者避難支援全体計画	72
資料 25	つがる市津波避難計画	77
資料 26	学校・教育施設の現況	101
資料 27	学校ごとの代替予定施設一覧	102
資料 28	指定文化財一覧	103
資料 29	指定給水装置工事業者一覧	104
資料 30	指定排水設備工事業者一覧	105
資料 31	炊き出しの実施施設一覧	106
資料 32	炊き出しの協力団体一覧	106
資料 33	食料調達先一覧	107
資料 34	市内建設工事登録業者一覧	109
資料 35	被服、寝具、生活必需品の調達先一覧	111
資料 36	医薬品等調達先一覧	112
資料 37	市内医療機関一覧	112

資料 38	防疫用薬剤調達先一覧	113
資料 39	市内収集運搬委託業者一覧	114
資料 40	ヘリコプター場外離発着場一覧	115
資料 41	災害時応援協定等締結状況	116
資料 42	つがる市避難情報等の判断基準及び伝達マニュアル	118
資料 43	災害時優先電話番号一覧	128
資料 44	要配慮者利用施設一覧(岩木川浸水想定区域内)	129

つがる市防災会議条例

平成 17 年 2 月 11 日条例第 14 号

改正

平成 17 年 12 月 20 日条例第 261 号

平成 23 年 12 月 15 日条例第 28 号

平成 24 年 9 月 20 日条例第 24 号

令和 4 年 9 月 15 日条例第 24 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、つがる市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) つがる市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項の委員の数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、市の議員、関係指定公共機関の職員及び識見のあるもののうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

**附 則** (平成17年12月20日条例第261号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成23年12月15日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年9月20日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において最初に任命される改正後のつがる市防災会議条例(以下「改正条例」という。)第3条第5項第8号の委員の任期は、改正条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

**附 則** (令和4年9月15日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 2

## つがる市防災会議委員名簿

番号	つがる市防災会議条例 第3条による区分		機関名	職名
1	会長	—	つがる市	市長
2	1号	指定地方行政機関	東北農政局 青森県拠点	総括農政 推進官
3	2号	県知事部内職員	西北地域県民局地域農林水産部	部長
4			西北地域県民局地域整備部	部長
5			西北地域県民局地域健康福祉部	部長
6	3号	県警察官	つがる警察署	署長
7	4号	市長部内職員	つがる市	副市長
8	5号	教育長	つがる市	教育長
9	6号	消防長・消防団長	つがる市消防本部	消防長
10			つがる市消防団	団長
11	7号	指定公共機関 又は指定地方公共機関	東日本電信電話株式会社 青森災害対策室	室長
12			東北電力ネットワーク株式会社 五所川原電力センター	所長
13			弘南バス株式会社五所川原営業所	所長
14			津軽広域水道企業団西北事業部	部長
15			西津軽土地改良区	理事長
16	9号	市長が認めた者	航空自衛隊車力分屯基地 第6高射群第21高射隊	隊長
17			つがる市議会	議長
18			つがる市総務部	部長
19			つがる市建設業協会	会長
20			東奥日報社つがる支局	支局長

資料 3

つがる市災害対策本部条例

平成 17 年 2 月 11 日条例第 15 号  
改正

平成 24 年 9 月 20 日条例第 24 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、つがる市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第 4 条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第 5 条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

**附 則**（平成 24 年 9 月 20 日条例第 24 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において最初に任命される改正後のつがる市防災会議条例（以下「改正条例」という。）第 3 条第 5 項第 8 号の委員の任期は、改正条例第 3 条第 7 項本文の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

資料 4

災害救助法の適用基準

1 適用基準の内容

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあたる時に行われるものである。

ア. 原則として同一原因の災害によるものであること。

イ. 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。

ウ. 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ（ア）、（イ））かに該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次のいずれ（A・B・C・D）かに該当する場合

A 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 1 号）

（令別表第 1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
◎ 30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じて、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 2 号）

（令別表第 2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
◎ 1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
◎ 30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家減失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
◎ 1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

省令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特種の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特種の技術が必要とする場合(基準省令第1条)であり、具体的には、次のような場合であること。

- a 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特種の補給方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特種な技術を必要とする場合
- c 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特種の技術を必要とする場合

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第3号後段)

省令で定める基準とは以下のとおりである。

- A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準省令第2条第1号）で、具体的には、次のような場合であること。
- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
  - b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- B 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特種の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特種の技術を必要とする場合（基準省令第2条第2号）で、具体的には、次のような場合であること。
- a 交通路の途絶のため多数の登山者等を放置すれば餓死状態に陥る場合
  - b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
  - c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
    - i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
    - ii) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
    - iii) 雪崩れ発生による人命及び住家被害発生

2 災害救助法適用基準

市町村名	人口 (R2 国勢調査)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県の被害世帯数が1,500 以上に達した場合
つがる市	30,934	60	120	180	30

3 滅失世帯数算出基準

区 分	算定基準
全壊、全焼、流出世帯	1 世帯
半壊、半焼	1 / 2 世帯
床上浸水、土砂堆積	1 / 3 世帯

#### 4 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治癒できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼 )	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床 上 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。
床 下 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの。
一 部 破 損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

#### 5 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めるときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。(災害救助法施行細則第1条の2)

資料 5

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和 5 年 3 月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算  高齢者等の避難行動要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算  高齢者等の避難行動要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域におけ	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		る実費。		設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮住宅と同様。					
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食が1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	
		全壊 流失	夏	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
			冬	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円
		半壊 床上浸水	夏	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬	9,900円		12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円		
医 療	医療の途を失った(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具等又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的計画があり、償還能力のある者	生業費 1件当たり 30,000円以内  就職支度費 1件当たり 15,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	貸与期間 2年以内 利 子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円以内 中学校生徒 5,000円以内 高等学校等生徒 5,500円以内	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,400 円以内 ○一時保管 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 ○検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実施弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3 千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3 千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100 分の9 ハ 6 千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1 億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2 億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3 億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5 億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 6

災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

（昭和 53 年 8 月 17 日改正）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

（1）この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により、被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。ただし、住宅の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は3分の1世帯として被災世帯とみなす。

人 口		被災世帯数
2 万人未満		20 世帯以上
2 万人以上	5 万人未満	30 世帯以上
5 万人以上	10 万人未満	40 世帯以上
10 万人以上		50 世帯以上

（2）（1）の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

（参考）

災害救助法施行細則第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準は、災害救助法適用時の被服、寝具等の給与基準である。

## 資料 7

## 消防関係機関・関連事業者等連絡先一覧

県関係機関

令和5年3月現在

名 称	所 在 地	電話番号
青森県防災危機管理課	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9088
青森県防災航空センター	青森市大字大谷字山ノ内 6-128	017-729-0355
西北地域県民局 県税部	五所川原市字栄町 10	34-3141
〃 地域健康福祉部	五所川原市字末広町 14	34-2108
〃 地域健康福祉部保健総室	五所川原市字末広町 14	34-2108
〃 地域健康福祉部福祉こども総室	五所川原市字栄町 10	34-2111
〃 地域整備部	五所川原市字栄町 10	35-2105
〃 地域農林水産部	五所川原市字栄町 10	35-2345
〃 農林水産部西北地方水産事務所	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 384-37	0173-72-4300
〃 地域農林水産部つがる家畜保健衛生所	木造若竹 2-1	42-2276
〃 地域農林水産部農業普及振興室分室	木造桜木 9-1	42-2222
西北教育事務所	五所川原市字栄町 10	35-2170

指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
東北森林管理局津軽森林管理署	弘前市大字豊田二丁目 2-4	0172-27-2800
東北農政局青森青森県拠点	青森市長島一丁目 3-25(青森法務総合庁舎 4階)	017-775-2151
青森地方気象台	青森市花園一丁目 17-19	017-741-7413
第二管区海上保安本部青森海上保安部	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2423
国土交通省東北運輸局 青森陸運支局	青森市浜田字豊田 139-13	017-739-1501
国土交通省東北地方整備局 青森港湾事務所	青森市本町三丁目 6-34	017-775-1394
〃 青森河川国道事務所	青森市中央三丁目 20-38	017-734-4521
〃 青森河川国道事務所 五所川原出張所	五所川原市字岩木町 10	34-2738
総務省東北総合通信局	仙台市青葉区本町三丁目 2-23	022-221-0605
厚生労働省青森労働局 五所川原労働基準監督署	五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-5	35-2309
五所川原公共職業安定所	五所川原市敷島町 37-6	34-3171

指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
木造郵便局	木造千代町 37-5	42-3340
J R 木造駅	木造房松 10	42-2110
東日本電信電話株式会社青森支店	青森市橋本二丁目 1-6	017-774-9550
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 青森支店	青森市中央三丁目 19	017-774-8000
東北電力ネットワーク(株)五所川原電力センター	五所川原市田町 113-1	35-3524
日本赤十字社青森県支部	青森市長島一丁目 3-1	017-722-2011
NHK 青森放送局	青森市松原二丁目 1-1	017-774-5111
R A B 五所川原支局	五所川原市東町 17-5	35-1382
A T V 弘前支社	弘前市上鞆師町 18-1	0172-34-4101
A B A 弘前支社	弘前市大字代官町 17	0172-35-8211
弘南バス株式会社五所川原営業所	五所川原市中央六丁目 11	35-3212
一般社団法人青森県エルピーガス協会西北五支部	五所川原市大字漆川字浅井 5-11	34-4062
一般社団法人西北五医師会	五所川原市新町 33-1	35-0059
公益社団法人青森県トラック協会西北五支部	五所川原市大字金山字竹崎 171-9	34-8554

その他

名 称	所 在 地	電話番号
海上自衛隊大湊地方総監部	むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111
陸上自衛隊第39普通科連隊 弘前駐屯地	弘前市原ヶ平字中山 18-117	0172-87-2111
航空自衛隊北部航空方面隊司令部	三沢市後久保 125-7	0176-53-4121
航空自衛隊車力分屯基地	富港町屏風山 1	56-2531
つがる警察署	木造赤根 1-4	42-3150
川除警察官駐在所	木造豊田千代鶴 37-28	42-2120
越水警察官駐在所	木造越水駒田 6-6	26-2660
館岡警察官駐在所	木造館岡上稲元 176-136	45-2151
森田警察官駐在所	森田町山田米岡 1-1	26-2042
柏警察官駐在所	柏上古川幾山 231-4	25-2020
稲垣警察官駐在所	稲垣町豊川初瀬 65	46-2042
車力警察官駐在所	豊富町屏風山 1-818	56-2108
東奥日報社つがる支局	木造有楽町 27	42-3130
陸奥新報社五所川原支社	五所川原市上平井町 93-1	35-2375
朝日新聞社青森支局	青森市古川二丁目 19-14	017-775-2811
読売新聞社弘前支局	弘前市和徳町 85	0172-32-1618
毎日新聞社青森支局	青森市安方二丁目 8-10	017-722-2420
西北五環境整備事務組合(事務局)	五所川原市字布屋町 41-1	38-1205

名 称	所 在 地	電話番号
西北五環境整備事務組合(し尿処理)	五所川原市大字高瀬字一本柳 1	36-3601
西北五環境整備事務組合 西部クリーンセンター(ごみ処理)	稲垣町繁田白旗 11-1	46-2141
津軽広域水道企業団西北事業部	柏桑野木田福井 20-4	25-2711
ごしょつがる農業協同組合木造総合支店	木造森山 3-2	42-9114
つがるにしきた農業協同組合本店	柏桑野木田幾世 7-4	25-2002
〃 つがる総括支店	稲垣町豊川宮川 18	46-2215
〃 森田事業所	森田町山田滝元 12	26-3171
〃 富蒔事業所	富蒔町藪分 21-4	56-3171
車力漁業協同組合	富蒔町清水 6-5	56-2679
つがる市屏風山畜産組合	富蒔町屏風山 1-588	56-4080
屏風山蔬菜生産組合	木造館岡上稲元 89-1	45-3224
つがる市建設業協会	木造有楽町 45-1	42-1789
つがる市商工会	木造若宮 16-4	42-2449
〃 車力支所	車力町若林 48	56-2163
西津軽土地改良区	木造若宮 1	42-3166
つがる市社会福祉協議会	木造若緑 52	42-4886
〃 森田支所	森田町森田月見野 277-3	26-3836
〃 柏支所	柏桑野木田若宮 258-1	25-2468
〃 稲垣支所	稲垣町豊川宮川 136-1	46-3049
〃 車力支所	車力町花林 48	56-3051
つがる市消防本部	木造赤根 1-1	42-2105
つがる市消防署	木造赤根 1-1	42-2101
つがる市北消防署	豊富町屏風山 1-372	56-3119
つがる市北消防署稲垣分遣所	稲垣町吉出鴨泊 22-1	46-2119

資料 8

消防力及び消防施設等の現況一覧

【本部】

令和5年3月現在

区分	消防本部	団長	副団長	本部付	ラッパ隊	小計
員数	21	6	7	23	15	72

【木造地区】

区 分	つがる市消防署	第1分団			第2分団		第3分団		第4分団		第5分団		第6分団		第7分団		第8分団	
		第1部	第2部	第3部	第1部	第2部												
員 数	48	16	15	22	15	16	14	15	9	9	12	13	13	8	12	8	16	11
消防ポンプ車	2											1					1	
消防積載車		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1		1

区 分	第9分団		第10分団	第11分団	第12分団	第13分団		第14分団		第15分団		第16分団		第17分団	第18分団	第19分団	
	第1部	第2部				第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部			第1部	第2部
員 数	7	9	20	14	17	16	15	18	8	15	9	11	8	16	20	10	10
消防ポンプ車					1	1		1	1	1					1		
消防積載車	1	1	1	1			1				1	1	1	1	1	1	1

区 分	第20分団		第21分団			第22分団	小 計
	第1部	第2部	第1部	第2部	第3部		
員 数	6	8	12	14	19	17	571
消防ポンプ車							10
消防積載車	1	1	1	1	1	1	33
防火水槽	172						
消 火 栓	168						

【森田地区】

区 分	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団	第 7 分 団	第 8 分 団	第 9 分 団	小 計
員 数	15	10	19	10	7	13	10	13	14	111
消防ポンプ車	1	1	1	1	1	1		1	1	8
消防積載車							1			1
防火水槽	76									
消 火 栓	88									

【柏地区】

区 分	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団	第 6 分 団	第 7 分 団	第 8 分 団	第 9 分 団	小 計	
員 数	23	19	13	15	18	13	15	12	128	
消防ポンプ車	1								1	
消防積載車		1	1	1	1	1	1	1	7	
防火水槽	92									
消 火 栓	75									

【稲垣地区】

区 分	稲垣分遺所	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団	第 5 分 団	第6分団		第 7 分 団	第 8 分 団	第 9 分 団	小 計
							第 1 部	第 2 部				
員 数	9	14	8	18	21	18	6	6	5	11	10	126
消防ポンプ車			1									1
消防積載車		1		2	2	2	1	1	1	1	2	13
防火水槽	123											
消 火 栓	133											

【車力地区】

区 分	つがる市北消防署	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団	第 7 分 団	小 計
員 数	22	17	12	22	18	24	24	12	151
消防ポンプ車	3	1	1	1	1	1	1	1	10
消防積載車									0
防火水槽	94								
消 火 栓	128								

【合 計】

区 分	常備消防 (本部含む。)	非 常 備 消 防	合 計
員 数	100	1,059	1,159
消防ポンプ車	5	25	30
消防積載車	0	54	54
防火水槽	557		
消 火 栓	592		

資料：つがる市消防本部警防課

資料 9

水防関係備蓄資機材保有状況一覧

臨時水防倉庫含む。

令和5年3月現在

水防倉庫名	所在地	器 材										資 材					
		ツルハシ	スコップ	掛矢	たこ槌	唐鍬	ペンチ	おの	のこぎり	カマ	ハンマー	丸太	鋼棒	ビニール袋	塩ビパイプ	ビニールシート	なわ
		丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	本	本	袋	本	枚	丸
家調	稲垣町繁田	16	132	8	5	8	8	8	8	12	11	100	378	21850	2	200	93
つがる市 本庁舎倉庫	木造若緑 61-1		22	3			3	4	2	3						10	
つがる市倉庫	木造萩野 8-3	1	25	1			3	1	2	9						8	1
稲垣出張所倉庫	稲垣町豊川 中袋 45		6	2						2	2			1500		60	

水防倉庫名	所在地	資 材							照明器具	携帯無線機	水防資機材管理担当者
		ロープ	鉄線	小車	オイルフェンス	オイルマット	毛布	その他			
		m	kg	台	m	枚	枚				
家調	稲垣町繁田	800	500	10	236	1252		大型土のう 110袋	9	2	青森県
つがる市 本庁舎倉庫	木造若緑 61-1						100				つがる市
つがる市倉庫	木造萩野 8-3								9		つがる市
稲垣出張所倉庫	稲垣町豊川 中袋 45								4		つがる市

- ・ オイルフェンス(海用) 150m 下牛潟倉庫(旧 SEC)
- ・ 柏分庁舎内 毛布 1,000枚

資料：県水防計画

## 市防災行政用無線整備状況一覧

## 【木造地区】

局種別	呼出名称(識別信号)	免許番号	設置場所	摘要
固定局 (親局)	ぼうさいつがるこうほう	東固第 6067 号	つがる市役所内	15KOD7W 64.985MHz
通信所	ぼうさいつがるこうほう		つがる市消防署	

呼出名称		設置場所
木-0	市役所	木造若緑 61-1
木-1	田 町	木造桜木 8-2
木-2	上 町	木造増田 18-13
木-3	松 原	木造照日 41-2
木-4	蓮 沼	木造末広 24-5
木-5	菫 中	木造末広 42-3
木-6	下木造	木造千年 33
木-7	清水町	木造鶴泊 12
木-8	増 田	木造朝日 15
木-9	芦 沼 1	木造芦沼鶴島 71
木-10	芦 沼 2	木造芦沼 38
木-11	川 除	木造川除栄盛 99
木-12	芦 屋	木造川除栄盛 23-2
木-13	豊 田	木造豊田富久地 15-2
木-14	今 市	木造豊田網代 31-2
木-15	立 花	木造出野里吉野 1-1
木-16	出野里 1	木造出野里大柳 27-3
木-17	出野里 2	木造出野里山吹 26
木-18	芦部岡	木造出野里船川 18
木-19	出 崎	木造兼館袖懸 15
木-20	夕日岡	木造兼館青柳 47-1
木-21	兼 館	木造兼館佐野 82
木-22	善 積	木造善積萩田 51-3
木-23	石 館	木造善積藤田 37-1
木-24	堅 固	木造善積早稲田 214
木-25	生 田	木造林日向 4-2
木-26	林	木造林阿曾沼 46

呼出名称		設置場所
木-27	大 畑	木造大畑朽葉 262
木-28	蓮 川 1	木造蓮川宝船 29
木-29	蓮 川 2	木造蓮川清川 116
木-30	蓮花田	木造蓮花田駒ヶ宿 38-2
木-31	永 田	木造永田千代 15
木-32	土 滝	木造大畑滝井 8-1
木-33	濁 川	木造濁川森野 27 地先
木-34	中の林	木造中館吉見 125 地先
木-35	中 館	木造中館西田 1-1
木-36	桜 井	木造中館初栄 53-3
木-37	町居田	木造中館初栄 107-3
木-38	里 見	木造柴田茂野 140-1 地先
木-39	柴 田 1	木造柴田弥生田 85-2
木-40	柴 田 2	木造柴田南内海 52
木-41	下遠山里	木造下遠山里小田原 12-2
木-42	遠 山	木造千代田米盛 65-1
木-43	千代田	木造千代田末広 1-1 地先
木-44	菊 川 1	木造菊川喜久野 56
木-45	平 野	木造菊川榊 3
木-46	菊 川 2	木造菊川植野 13-1
木-47	近 野	木造菊川平岡 87
木-48	十文字	木造福原種元 4-3 地先
木-49	福 原	木造福原稲村 36-1
木-50	下福原 1	木造福原字妻元 55-1
木-51	下福原 2	木造下福原中吉谷 127-1
木-52	吉 見	木造下福原山ノ井 68
木-53	三ツ館 1	木造三ツ館寿抱 11-1

呼出名称		設置場所
木-54	三ツ館 2	木造三ツ館高倉 87-1 地先
木-55	広 岡 1	木造越水長谷川 11-1
木-56	広 岡 2	木造越水稻村 185-1
木-57	四軒家	木造越水稻村 86-3
木-58	筋 岡	木造越水今村 43-1
木-59	越 水 1	木造越水神山 7-1
木-60	越 水 2	木造越水神山 35-2
木-61	駒 田	木造越水屏風山 3
木-62	吹 原	木造吹原中山 51-4
木-63	南広森	木造吹原若草 6-2
木-64	小田原	木造丸山淀川 37-2 地先
木-65	丸 山 1	木造丸山竹鼻 1-2
木-66	丸 山 2	木造丸山竹鼻 92-24
木-67	出来島 1	木造出来島雉子森堀切 229
木-68	出来島 2	木造出来島雉子森 25
木-69	出来島 3	木造出来島雉子森石沢 2-2
木-70	出来島 4	木造出来島雉子森 95-2
木-71	弓 袋 1	木造菰槌袋崎 4-1
木-72	弓 袋 2	木造菰槌三好野 117-186
木-73	菰 槌 1	木造菰槌磯ノ松 18-2

呼出名称		設置場所
木-74	菰 槌 2	木造菰槌江野島 18-2
木-75	菰 槌 3	木造菰槌三好野 235-1
木-76	大湯町 1	木造大湯町清水 72-1
木-77	大湯町 2	木造大湯町清水 31-1
木-78	館 岡 1	木造館岡上稲元 175-1
木-79	館 岡 2	木造館岡上沢辺 144-18
木-80	館 岡 3	木造館岡上稲元 153-3
木-81	亀ヶ岡	木造館岡沢根 83-39
木-82	田小屋野	木造館岡亀ノ下 12-6
木-83	筒木坂 1	木造筒木坂坂本 38-1
木-84	筒木坂 2	木造筒木坂松本 180
木-85	筒木坂 3	木造筒木坂鳥谷沢 16-5
木-86	平 滝	木造平滝宝滝 2-5
木-87	浦 船	木造浦船 135-10
木-88	赤 根	木造赤根 13-23
木-89	浮 巢	木造浮巢 20
木-90	広岡 3	木造越水長谷川 164-22
木-91	大神宮	木造萩野 14-4
木-92	成 田	木造成田 192
木-93	蓮松屯所	木造日向 58 番地先

【森田地区】

局種別	呼出名称(識別信号)	免許番号	設置場所	摘要
固定局 (アンサーバック子局)	ぼうさいつがるこうほう きゅうもりたししよ	東固第 7308 号	旧森田支所	15KOD7W 64.985MHz

呼出名称		設置場所
森-1	勝 山 1	森田町大館広ヶ平 32-241
森-2	勝 山 2	森田町大館勝山 198-1
森-3	勝 山 3	森田町大館広ヶ平 32-135 地先
森-4	下 菴	森田町大館広ヶ平 31
森-5	大 館	森田町大館千歳 133-1
森-6	床 舞 1	森田町床舞真鶴 29
森-7	床 舞 2	森田町床舞豊原 57-5
森-8	森 田 1	森田町森田月見野 119-2
森-9	森 田 2	森田町森田月見野 235-1
森-10	森 田 3	森田町森田月見野 12-5
森-11	月見野	森田町森田月見野 575-3
森-12	山 田	森田町山田新田 16-1 地先
森-13	猫 渕	森田町山田滝根 9

呼出名称		設置場所
森-14	漆 館	森田町中田米倉 13-2
森-15	中 田	森田町中田若山 4-1 地先
森-16	吉 野	森田町中田若浦 4-2 地先
森-17	下相野 1	森田町下相野野田 138
森-18	富 岡	森田町上相野吉見 63-9
森-19	上相野 1	森田町上相野松緑 30-3
森-20	上相野 2	森田町上相野千代倉 23-2
森-21	栄 田	森田町上相野松緑 121
森-22	笹木小中野	森田町上相野若緑 233
森-23	森田学園	森田町床舞鶴喰 104-2
森-24	つがる地球村	森田町床舞藤山 244
森-25	つきみの団地	森田町森田月見野 307-2

【柏地区】

局種別	呼出名称(識別信号)	免許番号	設置場所	摘要
固定局 (アンサーバック子局)	ぼうさいつがるこうほう かしわぶんちょうしゃ	東固第 7665 号	柏分庁舎	15KOD7W 64.985MHz

呼出名称		設置場所
柏-1	小和巻	柏桑野木田千年 47 地先
柏-2	上派立 1	柏桑野木田浅井 30 地先
柏-3	上派立 2	柏桑野木田福井 78 地先
柏-4	小中野	柏桑野木田男山 14-3
柏-5	姥 島 1	柏桑野木田八幡 113-2 地先
柏-6	姥 島 2	柏広須岡田 16-1
柏-7	金 田	柏広須鶴泊 1-1 地先
柏-8	広 須 1	柏広須藤枝 67-1
柏-9	広 須 2	柏広須住江 112-2
柏-10	上古川 1	柏桑野木田幾世 101-3
柏-11	上古川 2	柏上古川幾山 8-4

呼出名称		設置場所
柏-12	下古川 1	柏下古川前原 273-2
柏-13	下古川 2	柏下古川絹川 156
柏-14	鷺 坂 1	柏鷺坂清見 196
柏-15	鷺 坂 2	柏鷺坂村留 32-7 地先
柏-16	稲 盛 1	柏稲盛幾世 48-2
柏-17	稲 盛 2	柏稲盛岡本 103-4
柏-18	近 岡	柏上古川房田 192-6
柏-19	玉 水	柏玉水米袋 1-9 地先
柏-20	末 吉	柏玉水末吉 5-5 地先
柏-21	玉 水	柏広須松元 58-5 地先
柏-22	岩木団地	柏上古川房田 152-1

【稲垣地区】

局種別	呼出名称(識別信号)	免許番号	設置場所	摘要
固定局 (アンパーバック子局)	ぼうさいつがるこうほう いながきししょ	東固第 6499 号	稲垣出張所	15KOD7W 64.985MHz
通信所	ぼうさいつがるこうほう		つがる市北消防署 稲垣分遣所	

呼出名称		設置場所
稲-1	元 増	稲垣町豊川宮川 31-3
稲-2	福 富	稲垣町沼崎泉水 52-11
稲-3	中派立	稲垣町福富隅田川 52-2
稲-4	下派立	稲垣町福富初緑 52-1
稲-5	沼 館 3	稲垣町沼崎幾世川 6-1
稲-6	上野田	稲垣町豊川初瀬山 14-1 地先
稲-7	野 田	稲垣町豊川千代島 107-38
稲-8	楽 田	稲垣町豊川藤見山 12
稲-9	細 沼	稲垣町穂積桜田 1
稲-10	野 末	稲垣町穂積幾島 41-2
稲-11	穂 積	稲垣町穂積前田 3-3
稲-12	家 調 2	稲垣町繁田赤旗 78
稲-13	家 調 1	稲垣町繁田赤旗 43-2

呼出名称		設置場所
稲-14	繁 菴	稲垣町繁田源 91-2
稲-15	繁 田	稲垣町繁田母衣掛 36-2
稲-16	船 越	稲垣町下繁田磯船 21-1 地先
稲-17	下繁田 1	稲垣町下繁田磯松 25-5
稲-18	下繁田 2	稲垣町下繁田磯繁 47-2 地先
稲-19	吉 出	稲垣町吉出豊富 72-1
稲-20	沼 館 1	稲垣町沼館鶴喰 7-1
稲-21	沼 館 2	稲垣町沼館桂川 2-1
稲-22	語 利	稲垣町吉出鴨泊 10-1
稲-23	沖善津	稲垣町吉出霞 113 地先
稲-24	再 賀	稲垣町千年亀菊 42
稲-25	千 年	稲垣町千年中祭り 1-1
稲-26	前 村	稲垣町福富笹船 3-91

【車力地区】

局種別	呼出名称(識別信号)	免許番号	設置場所	摘要
固定局 (アンサーバック子局)	ぼうさいつがるこうほう しゃりきししよ	東固第 6069 号	車力出張所	15KOD7W 59.33MHz (0.1W)
固定局 (呑龍岳再送信子局)	ぼうさいつがるこうほう しゃりきちゅうけい	東固第 6068 号	富菴町屏風山 1-692	15KOD7W 64.985MHz (2W) 15KOD7W 59.33MHz (1W)
通信所	ぼうさいつがるこうほう		つがる市北消防署	

呼出名称		設置場所
車-1	清水	富菴町屏風山 1-1836
車-2	栗山	富菴町屏風山 1-24
車-3	深沢	富菴町清水 2-1
車-4	権現	富菴町萱津 1-1
車-5	山崎西	富菴町屏風山 1-77
車-6	山崎	富菴町去来見 2-1
車-7	雨沼	富菴町屏風山 1-1120
車-8	住宅団地	富菴町屏風山 1-1874
車-9	山の上	富菴町屏風山 1-227
車-10	富菴	富菴町藪分 26-3
車-11	下村	豊富町屏風山 1-10
車-12	中の沢	豊富町千貫 109-2
車-13	豊富	豊富町千貫 75
車-14	子供の森	豊富町屏風山 1-365
車-15	たけやぶ	車力町宝野 4
車-16	派立	車力町老森 24-1
車-17	坂元	車力町坂元 30-2
車-18	西村	車力町屏風山 529

呼出名称		設置場所
車-19	中塚	車力町屏風山 1-115
車-20	潟上	牛潟町潟上 37-1、39-1
車-21	牛潟	牛潟町塚野沢 89
車-22	砂山	牛潟町大田光 59-29
車-23	下牛潟	牛潟町大田光 71-105
車-24	新館	牛潟町塚野沢 74-17
車-25	村上	牛潟町鷺野沢 172-2
車-26	大田光	牛潟町大田光 153
車-27	車力漁港	富菴町屏風山 1-1776
車-28	高山	牛潟町鷺野沢 29-78
車-29	盛野	下車力町盛野 164
車-30	下車力	下車力町盛野 17-8
車-31	屏風山	車力町屏風山 1-618
車-32	下清水	富菴町清水 17-55
車-33	柏山	牛潟町鷺野沢 29-625
車-34	山陰	牛潟町村上 8-5
車-35	屏風山牧場	富菴町屏風山 1-588

## 資料 11

## 消防無線整備状況一覧

【つがる市消防本部】

令和 5 年 3 月現在

NO	運用所属	細目	局種	識別記号	摘要
1	消防本部	基地	基地局	つがるしょうぼう	
2	〃	〃	〃	つがるしょうぼうしゃりき	
3	〃	可搬	陸上移動局	つがるかはん 1	
4	つがる市消防署	卓上	〃	つがるしょうぼう 2	
5	〃	車載	〃	つがるぼんぷ 1	三菱ファイター(青森 830 せ 2008)
6	〃	〃	〃	つがるぼんぷ 2	いすゞフォワード(青森 800 さ 7691)
7	〃	〃	〃	つがるすいそう 1	日野プロフィア(青森 830 せ 2010)
8	〃	〃	〃	つがるこうさく 1	日野レンジャー(青森 830 さ 2009)
9	〃	〃	〃	つがるきゅうきゅう 1	トヨタハイメディック(青森 831 め 119)
10	〃	〃	〃	つがるきゅうきゅう 2	トヨタハイメディック(青森 800 さ 9997)
11	〃	〃	〃	つがるしれい 1	三菱パジェロ(青森 830 た 2015)
12	〃	〃	〃	つがるしれい 2	トヨタハイエース(青森 800 す 2388)
13	〃	〃	〃	つがるしきざい 1	いすゞエルフ(青森 830 み 119)
14	〃	〃	〃	つがるこうほう 1	スバルフォレスター(青森 300 そ 4432)
15	〃	〃	〃	つがるこうほう 2	トヨタハイエースロングバン (青森 800 さ 2846)
16	〃	〃	〃	つがるよぼう 1	日産セレナ(青森 830 そ 2008)
17	〃	〃	〃	つがるだんしれい 1	三菱ギャラン(青森 830 す 2010)
18	警防課	携帯	〃	つがるけいたい 1	
19	〃	〃	〃	つがるけいたい 2	
20	〃	〃	〃	つがるけいたい 3	
21	予防課	〃	〃	つがるけいたい 4	
22	つがる市消防署	〃	〃	つがるけいたい 5	
23	〃	〃	〃	つがるけいたい 6	
24	〃	〃	〃	つがるけいたい 7	
25	〃	〃	〃	つがるけいたい 8	
26	〃	〃	〃	つがるけいたい 9	
27	〃	〃	〃	つがるけいたい 10	
28	〃	〃	〃	つがるけいたい 11	
29	〃	〃	〃	つがるけいたい 12	
30	〃	〃	〃	つがるけいたい 13	
31	〃	〃	〃	つがるけいたい 14	
32	〃	〃	〃	つがるけいたい 15	

NO	運用所属	細目	局種	識別記号	摘要
33	つがる市消防署	携帯	陸上移動局	つがるけいたい 16	
34	〃	〃	〃	つがるけいたい 17	
35	〃	〃	〃	つがるけいたい 18	
36	〃	〃	〃	つがるけいたい 19	
37	〃	〃	〃	つがるけいたい 20	
38	〃	〃	〃	つがるけいたい 21	
39	〃	〃	〃	つがるけいたい 22	
40	〃	〃	〃	つがるけいたい 23	
41	〃	〃	〃	つがるけいたい 24	
42	〃	〃	〃	つがるけいたい 25	
43	〃	〃	〃	つがるけいたい 26	
44	〃	〃	〃	つがるけいたい 27	
45	つがる市北消防署	卓上	〃	つがるきたしょうぼう 1	
46	〃	〃	〃	つがるきたしょうぼう 2	
47	〃	〃	〃	つがるきたしょうぼう 3	
48		可搬		つがるきたかはん 1	
49		車載		つがるきたたんく 1	日野 F17E(青森 88 や 760)
50	〃	〃	〃	つがるきたぼんぷ 1	日産ファイター(青森 800 さ 8320)
51	〃	〃	〃	つがるきたぼんぷ 2	いすゞフォワード(青森 800 さ 6870)
52	〃	〃	〃	つがるきたきゅうきゅう 1	トヨタハイメディック(青森 830 す 2018)
53	〃	〃	〃	つがるきたしれい 1	トヨタランドクルーザーブレード (青森 800 さ 5554)
54	〃	〃	〃	つがるきたしきざい 1	いすゞエルフ(青森 800 さ 8512)
55	〃	携帯	〃	つがるきたけいたい 1	
56	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 2	
57	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 3	
58	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 4	
59	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 5	
60	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 6	
61	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 7	
62	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 8	
63	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 9	
64	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 10	
65	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 11	
66	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 12	
67	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 13	

NO	運用所属	細目	局種	識別記号	摘要
68	つがる市北消防署	携帯	陸上移動局	つがるきたけいたい 14	
69	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 15	
70	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 16	
71	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 17	
72	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 18	
73	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 19	
74	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 20	
75	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 21	
76	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 22	
77	〃	〃	〃	つがるきたけいたい 23	
78	稲垣分遣所	卓上	〃	いながきしょうぼう 1	
79	〃	車載	〃	いながききゅうきゅう 1	トヨタハイメディック (青森 800 さ 9998)

※基地局 2 局、陸上移動局 79 局

## 資料 12

## 市車両及び重機保有状況一覧

## 【自動車】

令和5年3月現在

課名 \ 車種	普通 乗用	小型 乗用	普通 貨物	小型 貨物	軽四輪 自動車	普通 乗合	特殊 車両	計
秘書政策課	1							1
議会事務局	1							1
管財課	12	18			8	2		40
土木課			5					5
福祉課		1				6	1	8
防災危機管理課							1	1
教育委員会		1		3		13		17
農林水産課			5		3		4	12
農業委員会		1			1			2
稲垣出張所	1				1			2
車力出張所		2			1	1		4
合計	15	23	10	3	14	22	6	93

## 【除雪車、重機等】

課名 \ 車種	クレーダ	ショベル ローダ	ロータリー	バックホウ	計
土木課（本庁）	1	1	3		5
（森田）		3	1		4
（柏）	2	3	3		8
（稲垣）		3	6		9
（車力）	1	4	2		7
市民課（つがる市処分場）		1		1	2
（森田処分場）		1		2	3
農林水産課		2			2
合計	4	18	15	1	38

## 緊急通行車両保有状況一覧

令和 5 年 3 月現在

所属		登録番号	種別	用途	車名	車体形状	備考
つがる市消防本部	1	青森 300 そ 4432	普通	乗用	スバル	ステーションワゴン	広報車
	2	青森 800 す 2388	普通	特種	トヨタ	消防車	指令車
	3	青森 830 そ 2008	普通	特種	日産	消防車	広報車
	4	青森 830 す 2010	普通	特種	三菱	消防車	指令車
	5	青森 830 て 2016	普通	特種	三菱	消防車	指令車
つがる市消防署	6	青森 830 せ 2008	大型	特種	三菱	消防車	ポンプ車
	7	青森 800 さ 7691	大型	特種	いすゞ	消防車	ポンプ車
	8	青森 830 さ 2009	大型	特種	日野	消防車	救助工作車
	9	青森 88 せ 2010	大型	特種	日野	消防車	水槽車
	10	青森 831 め 119	普通	特種	トヨタ	救急車	高規格救急車
	11	青森 800 さ 9997	普通	特種	トヨタ	救急車	高規格救急車
	12	青森 830 た 2015	普通	特種	三菱	消防車	指令車
	13	青森 830 み 119	普通	特種	いすゞ	消防車	資機材搬送車
稲垣分遣所	15	青森 800 さ 9998	普通	特種	トヨタ	救急車	高規格救急車
つがる市北消防署	16	青森 830 す 2018	普通	特種	トヨタ	救急車	高規格救急車
	17	青森 88 や 760	大型	特種	日野	消防車	ポンプ車
	18	青森 800 さ 8320	大型	特種	三菱	消防車	ポンプ車
	19	青森 800 さ 6870	大型	特種	いすゞ	消防車	ポンプ車
	20	青森 800 さ 5554	普通	特種	トヨタ	消防車	指令車
	21	青森 800 さ 8512	普通	特種	いすゞ	消防車	資機材搬送車

【木造地区】

NO	登録番号	種別	用途	車名	所属	所属集落	年式
1	青森800 す 5412	普通	積載	三菱	1分団1部	蓮松	R2
2	青森88 さ 9040	普通	積載	いすゞ	1分団2部	上町	H10
3	青森800 す 495	普通	積載	いすゞ	1分団3部	有楽町	H23
4	青森800 す 5411	普通	積載	三菱	2分団1部	下木造	R2
5	青森800 さ 9466	普通	積載	三菱	2分団2部	菴中	H21
6	青森80 あ 706	軽	積載	スバル	3分団1部	川除	H10
7	青森880 あ 400	軽	積載	スバル	3分団2部	今市	H21
8	青森880 あ 237	軽	積載	ダイハツ	4分団1部	蓮川	H20
9	青森880 あ 236	軽	積載	ダイハツ	4分団2部	芦沼	H20
10	青森880 あ 398	軽	積載	ダイハツ	5分団1部	林	H21
11	青森831 む 119	普通	自ポ	いすゞ	5分団2部	大畑	S63
12	青森80 あ 364	軽	積載	スバル	6分団1部	石館	H4
13	青森80 い 175	軽	積載	ダイハツ	6分団2部	生田	H16
14	青森880 あ 1534	軽	積載	ダイハツ	7分団1部	永田	R3
15	青森88 さ 765	普通	積載	トヨタ	7分団2部	蓮花田	S61
16	青森88 さ 238	普通	自ポ	ニッサン	8分団1部	土滝	S59
17	青森880 あ 536	軽	積載	ダイハツ	8分団2部	小田原	H23
18	青森88 さ 768	普通	積載	トヨタ	9分団1部	兼館	S61
19	青森80 あ 534	軽	積載	ダイハツ	9分団2部	善積	H8
20	青森80 い 177	軽	積載	スバル	10分団	出野里	H16
21	青森80 あ 430	軽	積載	スバル	11分団	出崎	H5
22	青森800 す 1068	普通	自ポ	日野	12分団	館岡	H24
23	青森800 す 6146	普通	自ポ	いすゞ	13分団1部	菰穂	R4
24	青森800 す 2140	普通	積載	三菱	13分団2部	大湯町	H26
25	青森800 す 4371	普通	自ポ	日野	14分団1部	筒木坂	H30
26	青森800 す 1645	普通	自ポ	日野	14分団2部	平滝	H25
27	青88 さ 1116	普通	自ポ	トヨタ	15分団1部	柴田	S53
28	青森88 さ 759	普通	積載	トヨタ	15分団2部	中館	S61
29	青森800 す 5811	普通	積載	三菱	16分団1部	福原	R3
30	青森800 す 1047	普通	積載	トヨタ	16分団2部	菊川	H24
31	青森800 す 2806	普通	積載	三菱	17分団	千代田	H27
32	青森800 す 767	普通	自ポ	日野	18分団1部	広岡	H23
33	青森80 あ 590	軽	積載	スバル	18分団2部	蒔岡	H8
34	青森800 さ 2265	普通	積載	三菱	19分団1部	越水	H12

NO	登録番号	種別	用途	車名	所属	所属集落	年式
35	青森 80 あ 630	軽	積載	スバル	19 分団 2 部	駒田	H9
36	青森 80 い 176	軽	積載	ダイハツ	20 分団 1 部	吉見	H16
37	青森 880 あ 399	軽	積載	ダイハツ	20 分団 2 部	三ツ館	H21
38	青森 880 あ 625	軽	積載	スバル	21 分団 1 部	吹原	H24
39	青森 800 さ 5055	普通	積載	ニッサン	21 分団 2 部	南広森	H15
40	青森 880 あ 321	軽	積載	ダイハツ	21 分団 3 部	丸山	H21
41	青森 880 あ 80	軽	積載	ダイハツ	22 分団	出来島	H17

【森田地区】

NO	登録番号	種別	用途	車名	所属	所属集落	年式
1	青森 88 さ 9539	普通	自ポ	いすゞ	1 分団	上相野	H10
2	青森 88 さ 9514	普通	自ポ	いすゞ	2 分団	中田	H10
3	青森 800 す 4892	普通	自ポ	いすゞ	3 分団	森田	H31
4	青森 88 さ 2636	普通	自ポ	三菱	4 分団	床舞	H2
5	青森 800 す 3288	普通	自ポ	日野	5 分団	大館	H28
6	青森 88 さ 9540	普通	自ポ	いすゞ	6 分団	山田	H10
7	青森 88 さ 8018	普通	積載	いすゞ	7 分団	猫渕	H9
8	青森 88 さ 8019	普通	自ポ	いすゞ	8 分団	下相野	H9
9	青森 88 さ 8020	普通	自ポ	いすゞ	9 分団	勝山	H9

【柏地区】

NO	登録番号	種別	用途	車名	所属	所属集落	年式
1	青森 800 す 5353	普通	自ポ	いすゞ	1 分団	下町・上派立	R2
2	青森 800 す 2680	普通	積載	三菱	2 分団	玉水	H26
3	青森 800 す 2134	普通	積載	三菱	3 分団	上古川	H26
4	青森 800 す 4401	普通	積載	三菱	4 分団	下古川	H30
5	青森 800 す 1640	普通	積載	三菱	6 分団	小和巻	H25
6	青森 88 さ 1486	普通	積載	ニッサン	7 分団	姥島	S63
7	青森 88 さ 1495	普通	積載	ニッサン	8 分団	小中野	S63
8	青森 88 さ 8159	普通	積載	三菱	9 分団	鷺坂	H9

【稲垣地区】

NO	登録番号	種別	用途	車名	所属	所属集落	年式
1	青森800 す 1076	普通	積載	トヨタ	1分団	豊川	H24
2	青森88 さ 6995	普通	自ポ	いすゞ	2分団	沼崎	H9
3	青森800 す 1048	普通	積載	三菱	3分団1号車	福富	H24
4	青森80 あ 535	軽	積載	ダイハツ	3分団2号車	下派立	H8
5	青森800 す 2809	普通	積載	三菱	4分団1号車	繁菴	H27
6	青森80 あ 532	軽	積載	ダイハツ	4分団2号車	家調	H8
7	青森800 す 4399	普通	積載	三菱	5分団1号車	沼館	H30
8	青森80 あ 537	軽	積載	ダイハツ	5分団2号車	語利	H8
9	青森80 あ 533	軽	積載	ダイハツ	6分団1部	千年	H8
10	青森880 さ 5248	普通	積載	ニッサン	6分団2部	再賀	H6
11	青森880 あ 747	軽	積載	スズキ	7分団	下繁田	H25
12	青森80 あ 536	軽	積載	ダイハツ	8分団	穂積	H8
13	青森800 す 4911	普通	積載	三菱	9分団1号車	吉出	H31
14	青森80 あ 519	軽	積載	ダイハツ	9分団2号車	沖善津	H7

【車力地区】

NO	登録番号	種別	用途	車名	所属	所属集落	年式
1	青森800 す 768	普通	自ポ	日野	1分団	車力	H23
2	青森800 す 1067	普通	自ポ	日野	2分団	下車力	H24
3	青森800 さ 9937	普通	自ポ	日野	3分団	牛瀉	H22
4	青森800 す 2681	普通	自ポ	日野	4分団	下牛瀉	H26
5	青森800 す 2164	普通	自ポ	トヨタ	5分団	豊富	H26
6	青森800 す 1646	普通	自ポ	日野	6分団	富菴	H25
7	青森800 す 3362	普通	自ポ	トヨタ	7分団	清水	H28

【本部】

NO	登録番号	種別	用途	車名	所属	所属集落	年式
1	青森830 て 2016	普通	乗用	三菱	本部	—	H28
2	青森830 す 2010	普通	乗用	三菱	本部	—	H22

保有台数

地区	ポンプ(台)	積載(台)
木造	8	33
森田	8	1
柏	1	7
稲垣	1	13
車力	7	0
合計	25	54

資料：つがる市消防本部 警防課

## 資料 14

## 山腹崩壊危険地区一覧

令和 5 年 3 月現在

危険区域番号		位 置	公共施設等		
			人家	公共施設	道路
206	S0002	富菴町屏風山	1		県道

資料：県農林水産部林政課

## 資料 15

## 地すべり危険箇所一覧

令和 5 年 3 月現在

番号	区域名	位置	面積 (ha)	河川名	区域内の保全対象				公共 施設等	摘 要 (指定状況)
					人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物			
							災害時要 援護者施 設等	左記以外 の公共的 建物		
1	富菴	富菴町	5.0	—	63	3.6	—	—	林道 650m	S59.3.31 富菴

資料：県土整備部河川砂防課

## 資料 16

## 急傾斜地崩壊危険箇所一覧（傾斜度 30° 高さ 5m 以上）

## (1) 自然斜面 I

令和 5 年 3 月現在

I：保全人家 5 戸以上（5 戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合も含む。）

番号	箇所名	所在地	地形要因			人家戸数	公共的建物等	1 急傾斜地崩壊危険区域
			延長	傾斜度	斜面高さ			2 土砂災害警戒区域
指定年月日 指定区域名								
1	深沢	富菴町 屏風山	230	34	15	8	県道	1 S59.1.5 深沢 2 H20.5.14 深沢
2	権現	富菴町 萱津	250	40	27	6	神社、県道	1 S59.1.5 権現 2 H29.3.21 権現
3	富菴 2 号	富菴町 去来見	105	40	5	5	県道	1 S59.12.27 富菴 2 号 2 H20.5.14 富菴 2 号
4	富菴	富菴町 藪分	270	35	15	14	市道、JA	1 S59.1.5 富菴 2 H20.5.14 富菴
5	富菴 3 号	富菴町 屏風山	220	36	16	8	—	1 H7.3.10 富菴 3 号 2 H20.5.14 富菴 3 号
6	富菴 4 号	富菴町 藪分	220	40	8	12	—	2 H20.5.14 富菴 4 号
7	富菴 5 号	富菴町 藪分	187	35	14	8	—	1 H19.11.30 富菴 2 H29.3.21 富菴 5 号
8	花林	車力町 杵谷	305	40	15	13	県道	1 S59.1.5 花林 2 H20.5.14 花林
9	向町	牛瀨町 柏山	170	43	12	6	—	1 S61.1.23 向町 2 H20.5.14 向町

## (1) 自然斜面 II

II：保全人家 1 戸以上 4 戸以下

番号	箇所名	所在地	地形要因			人家戸数	公共的建物等	土砂災害警戒区域
			延長	傾斜度	斜面高さ			指定年月日 指定区域名
1	筒木坂	木造 筒木坂松本	115	35	10	4	市道	H22.10.1 筒木坂
2	田小屋野	木造 館岡田小屋野	330	47	6	6	貝塚遺跡	H22.10.1 田小屋野
3	丸山	木造 丸山竹鼻	100	60	8	6	市道	H22.10.1 丸山
4	坂本	木造 筒木坂坂本	50	36	12	1		H22.10.1 坂本
5	沢根 1 号	木造 館岡沢根	75	30	8	2		H22.10.1 沢根 1 号
6	沢根 2 号	木造 館岡沢根	65	45	8	3		H22.10.1 沢根 2 号
7	上稲元	木造 館岡上稲元	35	50	9	2		H22.10.1 上稲元

番号	箇所名	所在地	地形要因			人家戸数	公共的建物等	土砂災害警戒区域
			延長	傾斜度	斜面高さ			指定年月日 指定区域名
8	袋崎	木造 菰槌袋崎	160	40	9	4		H22.10.1 袋崎
9	清水	富范町 清水	125	33	24	4	県道	H20.5.14 清水
10	屏風山1号	富范町 屏風山	70	33	8	2		H20.5.14 屏風山1号
11	乗鞍	車力町 屏風山	50	41	8	2		H20.5.14 屏風山4号
12	中林	車力町 屏風山	20	35	9	1		H20.5.14 中林
13	瀧上1号	牛瀧町 瀧上	65	41	11	1		H20.5.14 瀧上1号
14	屏風山3号	富范町 屏風山	90	34	10	1		H20.5.14 屏風山3号
15	若林	車力町 若林	95	42	6	4		H20.5.14 若林
16	瀧上2号	牛瀧町 瀧上	40	45	12	1		H20.5.14 瀧上2号

資料：県土整備部河川砂防課

## (2) 人工斜面 II

II：保全人家1戸以上4戸以下

番号	箇所名	所在地	地形要因			人家戸数	公共的建物等	土砂災害警戒区域
			延長	傾斜度	斜面高さ			指定年月日 指定区域名
1	屏風山2号	富范町 屏風山	50	50	10	2	—	H20.5.14 屏風山2号

資料：県土整備部河川砂防課

## 土砂災害警戒区域等

(県土整備部河川砂防課)

令和 5 年 3 月現在

危険箇所 番 号	告 示 年月日	告 示 番号	区域名	所在地		自然現象の種類	区域の人家		
							警戒 区域	う ち 特 別	
								戸数	有:1 無:2
I-1155	H20. 5. 14	427	深沢	つがる市	富蕨町屏風山	急傾斜地の崩壊	7	2	-
I-1156	R3. 3. 5	154	権現	つがる市	富蕨町萱津	急傾斜地の崩壊	5	1	2
I-1157	H20. 5. 14	426	富蕨 2 号	つがる市	富蕨町去未見	急傾斜地の崩壊	6	1	1
I-1158	H20. 5. 14	426	富蕨	つがる市	富蕨町藪分	急傾斜地の崩壊	8	1	0
I-1159	H20. 5. 14	426	富蕨 3 号	つがる市	富蕨町屏風山	急傾斜地の崩壊	4	1	0
I-1160	H20. 5. 14	426	富蕨 4 号	つがる市	富蕨町藪分	急傾斜地の崩壊	7	1	1
I-1161	H20. 5. 14	426	花林	つがる市	車力町杵谷	急傾斜地の崩壊	15	1	0
I-1162	H20. 5. 14	426	向町	つがる市	牛瀧町柏山	急傾斜地の崩壊	5	1	0
I-1163	H22. 10. 1	652	筒木坂	つがる市	木造筒木坂字松本	急傾斜地の崩壊	2	1	1
I-1164	H22. 10. 1	652	田小屋野	つがる市	木造館岡字田小屋野	急傾斜地の崩壊	2	1	1
I-1165	H22. 10. 1	652	丸山	つがる市	木造丸山字簾沢	急傾斜地の崩壊	1	1	1
I-17003	H29. 3. 21	209	富蕨 5 号	つがる市	富蕨町藪分	急傾斜地の崩壊	5	1	0
II-929	H20. 5. 14	426	清水	つがる市	富蕨町清水	急傾斜地の崩壊	4	1	0
II-930	H20. 5. 14	426	屏風山 1 号	つがる市	富蕨町屏風山	急傾斜地の崩壊	3	1	0
II-931	H20. 5. 14	426	屏風山 4 号	つがる市	車力町屏風山	急傾斜地の崩壊	2	1	2
II-932	H20. 5. 14	426	中林	つがる市	富蕨町屏風山	急傾斜地の崩壊	3	1	1
II-933	H20. 5. 14	426	瀧上 1 号	つがる市	牛瀧町瀧上	急傾斜地の崩壊	2	1	1
II-934	H20. 5. 14	426	瀧上 2 号	つがる市	牛瀧町瀧上	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-935	H22. 10. 1	652	坂本	つがる市	木造筒木坂字坂本	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-936	H22. 10. 1	652	沢根 1 号	つがる市	木造館岡字沢根	急傾斜地の崩壊	0	1	0
II-937	H22. 10. 1	652	沢根 2 号	つがる市	木造館岡字亀山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
II-938	H31. 2. 18	82	上稲元	つがる市	木造館岡字上稲元	急傾斜地の崩壊	2	1	1
II-939	H22. 10. 1	652	袋崎	つがる市	木造孤槌字三好野	急傾斜地の崩壊	1	1	0
II-17010	H20. 5. 14	426	屏風山 3 号	つがる市	富蕨町屏風山	急傾斜地の崩壊	2	1	1
II-17011	H20. 5. 14	426	若林	つがる市	車力町若林	急傾斜地の崩壊	4	1	0
人II-177	H20. 5. 14	426	屏風山 2 号	つがる市	富蕨町萱津	急傾斜地の崩壊	2	1	1

## 資料 18

## なだれ危険箇所一覧

令和 5 年 3 月現在

番号	箇所名	所在地	地形概要			人家戸数	公共的建物		公共施設
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	
1	深 沢	富范町清水	235	35	15	9			県道
2	権 現	富范町屏風山	120	35	22	5		その他	県道
3	富 范	富范町静	210	35	15	12		消防官署	県道

資料：県土整備部河川砂防課

## 資料 19

## 重要水防箇所一覧

令和 5 年 3 月現在

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定 種別	令和 3 年度評定				対策水防 工 法 名	水防警報 対 象 観測所
				堤防(m)		工作物(箇所)			
				A	B	A	B		
岩 木 川	0.4k+88	富范	堤防断面 (暫定)		227			シート張り工	繁田
	0.6k+140	左岸			227				
	1.2k+50	富范	堤体漏水		2,817			月の輪工	繁田
	4.4k	左岸			2,237				
	2.2k+152	富范	越水(溢水) (完成)		95			積み土のう工 及び避難誘導	繁田
	2.4k+52	左岸			—				
	2.6k+84	富范	越水(溢水) (完成)		264			積み土のう工 及び避難誘導	繁田
	2.8k+147	左岸			—				
	3.2k+111	富范	越水(溢水) (完成)		72			積み土のう工 及び避難誘導	繁田
	3.4k+2	左岸			—				
	3.6k+95	富范、下車力	堤防断面 (暫定)		6,801			シート張り工	繁田
	10.2k+90	下繁田 左岸			6,801				
	4.8k	富范	堤体漏水		1,931			月の輪工	繁田
	6.8k	左岸			—				
	4.8k+121	富范、下車力	越水(溢水) (暫定)		4,885			積み土のう工 及び避難誘導	繁田
	9.4k+20	左岸			—				
	7.8k+50	富范、下車力	堤体漏水		702			月の輪工	繁田
	8.4k+100	左岸			—				
	9.4k+20	下車力、下繁	越水(溢水) (暫定)	712				積み土のう工 及び避難誘導	繁田
	10.0k+127	田 左岸		712					
10.0k+127	下繁田	越水(溢水) (暫定)		164			積み土のう工 及び避難誘導	繁田	
10.2k+90	左岸			—					
10.2k+90	下繁田	越水(溢水) (完成)		186			積み土のう工 及び避難誘導	繁田	
10.4k+96	左岸			186					
10.4k+96	下繁田	越水(溢水) (暫定)		176			積み土のう工 及び避難誘導	繁田	
10.6k+80	左岸			—					
10.4k+96	下繁田	堤防断面 (暫定)		176			シート張り工	繁田	
10.6k+80	左岸			176					
10.6k+80	下繁田	越水(溢水) (完成)		2,175			積み土のう工 及び避難誘導	繁田	
13.0k+91	左岸			2,175					
11.4k+150	下繁田	基礎地盤漏水		323			かま段工	繁田	
11.8k+100	左岸			—					

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定 種別	令和3年度評定				対策水防 工 法 名	水防警報 対 象 観測所
				堤防(m)		工作物(箇所)			
				A	B	A	B		
岩 木 川	12.6k+100 12.8k+100	下繁田 左岸	基礎地盤漏水		192 —			かま段工	繁田
	13.0k+91 13.6k+121	下繁田 左岸	越水(溢水) (暫定)		668 668			積み土のう工 及び避難誘導	繁田
	13.0k+91 13.6k+102	繁田 左岸	堤防断面 (暫定)		649 —			シート張り工	繁田
	13.0k+100 14.2k+100	繁田 左岸	堤体漏水		1,285 214			月の輪工	繁田
	13.8k+72 13.8k+223	繁田 左岸	越水(溢水) (暫定)		151 —			積み土のう工 及び避難誘導	繁田
	13.8k+113 15.4k+95	繁田 左岸	堤防断面 (暫定)		1,621 1,621			シート張り工	繁田 五所川原
	13.8k+223 15.4k+5	繁田 左岸	越水(溢水) (暫定)	1,421 1,421				積み土のう工 及び避難誘導	繁田 五所川原
	14.6k+150 14.8k+20	繁田 左岸	堤体漏水		71 —			月の輪工	五所川原
	14.6k+150 14.8k+20	繁田 左岸	基礎地盤漏水		71 —			かま段工	五所川原
	14.8k+150 15.0k+100	繁田 左岸	基礎地盤漏水		151 —			かま段工	五所川原
	15.4k+5 15.4k+95	繁田 左岸	越水(溢水) (暫定)		90 —			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	15.4k+95 16.2k+105	繁田、野末 左岸	越水(溢水) (完成)		700 195			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	15.8k+16 18.0k+100	繁田、野末、豊 川 左岸	堤体漏水		2,000 505			月の輪工	五所川原
	15.8k+16 18.0k+100	繁田、野末、豊 川 左岸	基礎地盤漏水		2,000 —			かま段工	五所川原
	16.2k+105 20.2k+98	繁田、野末、豊 川 左岸	越水(溢水) (暫定)		4,324 —			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	16.2k+105 21.4k+103	野末、豊川、立 花 左岸	堤防断面 (暫定)		5,639 5,639			シート張り工	五所川原
	18.4k+100 18.8k+50	豊川 左岸	基礎地盤漏水		683 —			かま段工	五所川原
	20.2k+98 21.4k+8	立花 左岸	越水(溢水) (暫定)	1,220 1,220				積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	20.2k+100 21.4k	立花 左岸	基礎地盤漏水		1,211 —			かま段工	五所川原
	21.4k+8 21.4k+103	立花 左岸	越水(溢水) (暫定)		96 —			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	21.4k+100 21.4k+120	立花 左岸	基礎地盤漏水		20 —			かま段工	五所川原
	21.4k+103 21.4k+201	立花 左岸	越水(溢水) (暫定)		97 97			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	21.4k+120 21.6k	立花 左岸	基礎地盤漏水	87 87				かま段工	五所川原
	21.6k 21.8k+100	立花 左岸	堤体漏水		336 336			月の輪工	五所川原
	21.6k 21.8k+100	立花 左岸	基礎地盤漏水		336 —			かま段工	五所川原
	21.6k+8 21.8k+87	立花 左岸	越水(溢水) (完成)		315 —			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	21.8k+87 22.4k+18	立花 左岸	越水(溢水) (暫定)		549 —			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	21.8k+87 23.8k+106	立花、川除 左岸	堤防断面 (暫定)		2,015 —			シート張り工	五所川原
	21.8k+100 22.0k	立花 左岸	堤体漏水	75 75				月の輪工	五所川原
	21.8k+100 26.2k+100	立花、川除、芦屋、 小曲 左岸	基礎地盤漏水		4,306 4,306			かま段工	五所川原

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定 種別	令和3年度評定				対策水防 工 法 名	水防警報 対 象 観測所
				堤防(m)		工作物(箇所)			
				A	B	A	B		
岩 木 川	22.0k 22.6k	立花 左岸	堤体漏水		604 —			月の輪工	五所川原
	22.4k+18 23.8k+110	立花、川除 左岸	越水(溢水) (暫定)	1,470 1,470				積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	23.8k 26.2k+100	川除、芦屋、小曲 左岸	堤体漏水		2,808 —			月の輪工	五所川原
	23.8k+110 24.0k+112	川除 左岸	越水(溢水) (完成)		213 —			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	24.0k+112 24.2k+47	川除 左岸	越水(溢水) (暫定)		159 —			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	24.0k+112 25.0k+97	川除、芦屋 左岸	堤防断面 (暫定)		1,077 —			シート張り工	五所川原
	24.2k+47 25.0k+97	川除、芦屋 左岸	越水(溢水) (暫定)	918 918				積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	25.0k+97 25.0k+172	芦屋 左岸	越水(溢水) (完成)	76 76				積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	25.0k+172 25.2k+23	芦屋 左岸	越水(溢水) (暫定)		43 —			積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	25.2k+23 25.4k+120	芦屋 左岸	越水(溢水) (完成)	303 303				積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	25.4k+120 26.8k+93	芦屋、小曲、豊 里 左岸	越水(溢水) (暫定)	1,350 1,350				積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	25.4k+120 26.8k+93	芦屋、小曲、豊 里 左岸	堤防断面 (暫定)		1,349 588			シート張り工	五所川原
	26.8k+93 27.2k+88	豊里、鷺坂 左岸	越水(溢水) (完成)	377 377				積み土のう工 及び避難誘導	五所川原
	27.2k+88 28.0k+169	鷺坂、鶴川・山 崎 左岸	越水(溢水) (暫定)	840 840				積み土のう工 及び避難誘導	五所川原 幡龍橋
	27.2k+88 28.0k+169	鷺坂、鶴川・山 崎 左岸	堤防断面 (暫定)		840 840			シート張り工	五所川原 幡龍橋
	28.0k+169 33.0k+94	鶴川・山崎、下古 川、上古川、桑野 木田 左岸	越水(溢水) (完成)	4,720 4,720				積み土のう工 及び避難誘導	幡龍橋
	28.4k+50 31.8k	鶴川・山崎、下古 川、上古川、桑野 木田 左岸	基礎地盤漏水		3,213 3,213			かま段工	幡龍橋
	33.0k+94 36.8k+129	桑野木田、木筒、 野木、三和 左岸	越水(溢水) (暫定)	3,898 3,898				積み土のう工 及び避難誘導	幡龍橋
	L3.6k+18 R3.6k+80		津軽大橋				1		五所川原
	L13.6k+152 R13.6k+195		神田橋				1		五所川原
L21.4k+185 R21.6k+8		三好橋				1		五所川原	
L25.2k+53 R25.2k+55		新津軽大橋			1			五所川原	
L28.0k+120 R28.0k+126		五所川原大橋			1			五所川原	

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

資料：令和3年度重要水防箇所別調査 国土交通省青森河川国道事務所

重要水防箇所

令和5年3月現在

水系名	河川名	水防管理 団体名	重要水防箇所						摘要	
			種別	堤防(m)				工作物等		
				左岸		右岸				
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B	重要度A		重要度B
岩木川	山田川	つがる市	堤防高	1,000	4,500	1,000	4,500			
			堤防断面	1,000	10,500	1,000	19,750			

資料：令和4年度水防計画書

資料 20

海岸浸食危険地一覧

令和5年3月現在

地区名	海岸延長	防災林延長	浸食海岸延長
日本海岸	13.6 km	7.4 km	7.4 km

資料：県農林水産部林政課

## ため池一覧

令和 5 年 3 月現在

番号	ため池名称	所在地	堤高 m	堤長 m	貯水量 千 <sup>3</sup> m	灌漑面積 ha	防災重点 ため池
1	ツブ沼	木造平滝	3.0	290.0	30.0	65.0	●
2	アクト沼	木造筒木坂	2.0	60.0	16.56	0.4	
3	治右エ門沼	木造筒木坂	6.5	70.0	57.6	73.0	
4	勸助沼	木造筒木坂	5.5	220.0	278.4	73.0	●
5	上沢辺沼	木造館岡	3.3	114.0	134.4	12.0	
6	新堤	木造館岡	4.0	60.0	8.9	20.0	●
7	近江の沢溜池	木造館岡	4.0	125.0	204.0	20.0	●
8	野崎溜池	木造館岡	4.5	90.0	67.0	5.0	
9	館岡大溜池	木造館岡	5.0	241.0	1566.0	243.0	●
10	ベンセ沼	木造館岡	2.5	325.0	201.6	20.0	
11	才野神上溜池	木造菰槌	4.0	70.0	24.6	17.0	●
12	才野神下溜池	木造菰槌	4.4	120.0	37.0	17.0	●
13	小三郎溜池	木造菰槌	2.3	80.0	24.0	10.0	●
14	大谷津上沼	木造出来島	2.5	112.0	70.8	15.0	
15	出来島第 1 号溜池	木造出来島	2.3	190.0	153.6	50.0	●
16	堀切溜池	木造出来島	3.0	122.0	502.8	50.0	
17	新堤（上溜池）	木造菰槌	3.5	152.0	170.0	22.0	●
18	新堤（下溜池）	木造菰槌	3.5	119.0	33.5	21.5	●
19	桑の沢下溜池	木造菰槌	3.0	97.0	16.2	17.0	
20	桑の沢上溜池	木造菰槌	3.5	74.0	15.1	16.7	
21	大堤	木造出来島	2.0	183.0	278.4	17.0	●
22	小堤	木造出来島	2.0	103.0	40.8	17.0	
23	丸山溜池	木造丸山	3.0	164.0	321.6	51.0	●
24	小堤	木造吹原	3.5	154.0	120.0	22.0	
25	緩沢下溜池	木造越水	5.9	216.0	403.0	48.0	●
26	緩沢上溜池	木造越水	3.0	89.0	104.4	48.0	●
27	上長作溜池	木造越水	3.0	70.0	27.7	6.0	
28	広岡溜池	木造越水	4.5	174.0	92.4	36.0	●
29	前沢溜池	木造越水	3.0	100.0	34.9	36.0	●
30	越水第 1 号溜池	木造越水	4.7	114.0	36.0	4.0	●
31	四ツ小溜池	木造三ツ館	0.0	0.0	0.0	0.0	
32	筒木坂第 3 号溜池	木造筒木坂	3.0	60.0	2.2	2.0	
33	苗代溜池	木造菰槌	5.0	76.0	6.6	2.0	
34	相ノ沢上溜池	木造菰槌	4.0	55.0	16.3	13.0	
35	相ノ沢下溜池	木造菰槌	4.0	123.0	21.8	13.0	
36	鬼沼	木造出来島	2.5	75.0	118.8	6.0	
37	陰ノ沢上溜池	木造越水	2.0	60.0	10.2	6.0	
38	陰ノ沢下溜池	木造越水	4.0	85.0	2.8	6.3	
39	赤沼	木造筒木坂	2.5	30.0	57.6	73.0	●
40	出来島第 4 号溜池	木造出来島	2.5	56.0	1.4	3.0	
41	タテコ沼	木造吹原	0.0	0.0	174.6	56.5	
42	筒木坂第 5 号溜池	木造筒木坂	0.0	0.0	19.8	65.0	
43	出来島第 3 号溜池	木造出来島	0.0	0.0	0.0	0.0	
44	出来島第 2 号溜池	木造出来島	0.0	0.0	32.3	20.0	

番号	ため池名称	所在地	堤高 m	堤長 m	貯水量 千m <sup>3</sup>	灌漑面積 ha	防災重点 ため池
45	大谷津下沼	木造出来島	2.5	166.0	50.4	15.0	
46	テンボ沼	木造出来島	0.0	0.0	34.8	5.0	
47	応次溜池	木造菰樋三好野 125-176	2.0	45.0	1.3	3.5	
48	イツヅカ沼	木造吹原	0.0	0.0	12.0	3.0	
49	長沼	木造吹原	0.0	0.0	136.2	3.0	
50	ソリ沼	木造吹原	4.3	11.0	51.6	56.5	
51	越水第2号溜池	木造越水神山	0.0	0.0	105.6	10.5	
52	作沼	木造越水	0.0	0.0	160.8	8.6	
53	下長作溜池	木造越水	4.2	189.0	25.3	6.1	
54	三ツ館第1号溜池	木造三ツ館	1.4	81.0	7.2	4.0	●
55	白沼	木造筒木坂	0.0	0.0	8.0	0.0	
56	平滝沼	木造館岡	0.0	0.0	1513.2	243.0	
57	大滝沼	木造出来島	0.0	0.0	0.0	0.0	
58	大滝沼	木造出来島	0.0	0.0	538.1	43.0	
59	雁沼	木造吹原	0.0	0.0	374.4	29.4	
60	冷水沼	木造越水	0.0	0.0	639.6	50.6	
61	唸沼	木造越水神山 290	4.4	40.0	114.0	12.0	
62	館岡第5号溜池	木造館岡	2.0	35.0	3.8	20.0	
63	館岡第4号溜池	木造館岡	2.5	40.0	3.4	20.0	
64	館岡第3号溜池	木造館岡	2.0	60.0	2.7	20.0	
65	館岡第1号溜池	木造館岡	3.5	200.0	41.4	20.0	
66	三ツ館第2号溜池	木造三ツ館	2.0	20.0	1.1	4.0	●
67	大沢溜池	木造吹原	1.7	26.0	1.0	5.3	
68	出来島第8号溜池	木造出来島雉子森 大沼 33-11	2.5	40.0	1.7	0.6	
69	出来島第8号溜池	木造出来島雉子森大沼 33-24	2.0	40.0	2.4	0.0	
70	出来島第6号溜池	木造菰樋三好野 125-33	2.0	50.0	2.2	1.3	
71	出来島第5号溜池	木造菰樋三好野 125-38	2.0	29.0	1.7	0.4	
72	館岡第2号溜池	木造館岡	0.0	0.0	0.0	0.0	
73	館の沢下溜池	森田町森田	3.5	90.0	11.7	4.0	
74	館の沢溜池	森田町森田	5.0	110.0	45.0	6.0	●
75	玄東沢溜池	森田町大館	3.0	73.0	25.2	2.0	●
76	上溜池	森田町山田	6.0	75.0	4.6	63.0	
77	六沢溜池	森田町山田	6.5	222.0	109.8	60.0	●
78	茂内谷地溜池	森田町大館	3.0	147.0	12.0	7.0	
79	小三郎溜池	森田町大館	2.5	175.0	10.8	70.0	
80	キン堤溜池	森田町床舞	3.5	130.0	13.8	178.0	
81	狄ヶ館溜池	森田町大館	5.0	410.0	1298.0	87.4	●
82	小戸六溜池	森田町	7.0	290.0	385.0	166.0	●
83	杉ノ沢溜池	森田町猫淵	4.4	230.0	237.6	49.8	●
84	伊長溜池	森田町床舞	2.2	40.0	4.8	2.6	
85	前田溜池	森田町床舞鶴喰 144-1	3.5	74.0	9.6	1.6	
86	中溜池	森田町	4.3	160.0	31.7	60.0	
87	杉ノ沢中溜池	森田町猫淵	3.0	50.0	38.4	17.0	
88	辰雄溜池	森田町床舞鶴喰 200-38	3.1	65.0	4.3	6.0	
89	佐栄溜池	森田町床舞	2.6	60.0	8.4	2.0	●
90	米谷溜池	森田町床舞鶴喰 186-2	2.9	70.0	7.2	1.8	●
91	杉野森溜池	森田町床舞	2.5	33.0	7.2	0.0	

番号	ため池名称	所在地	堤高 m	堤長 m	貯水量 千m <sup>3</sup>	灌漑面積 ha	防災重点 ため池
92	大山溜池	森田町大館	1.4	20.0	1.2	0.0	
93	屏風山12号溜池	屏風山	4.0	50.0	24.0	4.0	●
94	枯木沼	富菴町	2.5	10.0	12.0	10.0	
95	サビシロ沼	車力町	3.5	116.0	88.8	12.0	●
96	牛潟大溜池	牛潟町	4.0	460.0	1760.0	164.0	●
97	長沼溜池	牛潟町	4.7	10.0	44.0	2.0	
98	砂山溜池	下牛潟町	3.0	250.0	240.0	12.0	●
99	雨溜池	富菴町莊野 103-1	2.3	186.0	25.2	3.0	●
100	権現沼	富菴町	3.9	490.0	87.6	10.4	●
101	袴形池	車力町	5.3	361.0	877.2	60.0	●
102	カスベ沼	牛潟町鷺野沢	3.9	230.0	72.0	10.0	●
103	あかはげ沼	富菴町	4.0	100.0	7.2	13.0	
104	屏風山28号溜池	屏風山	0.9	0.0	1.4	3.0	
105	屏風山30号溜池	車力町屏風山 1-263	0.7	310.0	11.3	3.0	
106	屏風山35号溜池	富菴町屏風山 1-816	3.6	300.0	17.4	20.0	
107	屏風山溜池	富菴町屏風山 筆界未定	4.5	60.0	3.8	0.0	●
108	屏風山4号溜池	屏風山	0.0	60.0	28.8	0.0	
109	屏風山7号溜池	富菴町屏風山 1-806	1.2	40.0	1.6	0.1	
110	屏風山10号溜池	屏風山	1.5	100.0	2.2	0.1	
111	屏風山16号溜池	富菴町屏風山 1-827	3.5	170.0	1.8	0.3	
112	屏風山22号溜池	屏風山	2.5	0.0	12.0	0.0	
113	屏風山23号溜池	豊富町屏風山 1-77	2.9	0.0	1.7	0.0	●
114	屏風山24号溜池	豊富町屏風山 1-760	3.9	0.0	18.0	0.3	
115	十和田沼	車力町	2.5	0.0	28.8	2.0	
116	屏風山31号溜池	車力町屏風山 1-277	1.5	20.0	3.0	0.0	
117	鷺野沢9号溜池	牛潟町鷺野沢	1.9	0.0	36.0	0.0	
118	鷺野沢5号溜池	牛潟町鷺野沢	1.0	0.0	28.8	0.0	
119	桃太郎溜池	牛潟町鷺野沢 73-74	1.0	0.0	3.0	0.2	●
120	屏風山1号溜池	富菴町屏風山 1-371	3.0	60.0	1.6	0.0	
121	屏風山3号溜池	屏風山	2.0	0.0	2.4	0.0	
122	屏風山6号溜池	屏風山	1.3	90.0	4.8	0.0	
123	屏風山8号溜池	屏風山	0.0	0.0	9.6	0.0	
124	屏風山34号溜池	屏風山	0.0	0.0	1.2	0.0	
125	鷺野沢11号溜池	牛潟町鷺野沢	0.0	0.0	4.2	0.0	
126	鷺野沢10号溜池	牛潟町鷺野沢	0.0	0.0	4.8	0.0	
127	鷺野沢8号溜池	牛潟町鷺野沢	0.0	0.0	7.0	0.0	
128	鷺野沢7号溜池	牛潟町鷺野沢 115-2	3.7	490.0	1.6	0.0	
129	鷺野沢2号溜池	牛潟町鷺野沢	3.2	20.0	6.0	0.0	
130	甚助沼	豊富町屏風山 1-159	2.0	18.0	0.7	2.3	
131	マツタ沼	豊富町屏風山 1-739	2.0	30.0	0.5	2.2	
132	富菴溜池	富菴町	0.0	0.0	0.0	0.0	
133	屏風山5号溜池	屏風山	0.0	0.0	0.0	0.0	
134	屏風山11号溜池	屏風山	2.0	0.0	1.4	0.0	●
135	鷺ノ沢4号溜池	車力町鷺ノ沢	0.0	0.0	0.0	0.0	
136	鷺ノ沢1号溜池	車力町鷺ノ沢	0.0	0.0	0.0	0.0	
137	下牛潟溜池	下牛潟町	3.0	150.0	48.0	0.0	

資料：西北地域県民局 地域農林水産部 水利防災課

## 資料 22

## 管内道路一覧

令和 5 年 3 月現在

道路種別	路線番号	路線名	管内起点	管内終点	管内延長 (km)
国道		国道 101 号	柏鷺坂	木造越水	14.1
計		1 路線			
主要地方道	2	屏風山内真部線	牛瀨町	稲垣町繁田	6.6
	12	鱒ヶ沢蟹田線	木造越水	富菴町	28.9
	37	弘前柏線	柏桑野木田	柏広須	5.5
	39	長平町森田線	森田町大館	森田町大館	2.2
	43	五所川原車力線	木造川除	車力町	20.0
計		5 路線			63.2
一般県道	114	菰槌木造線	木造菰槌	木造千代町	7.9
	115	川除木造線	木造川除	木造横町	2.9
	132	十腰内陸奥森田停車場線	森田町山田	陸奥森田停車場	3.3
	151	蒔田五所川原線	稲垣町繁田	稲垣町繁田	0.1
	153	山田鶴田線	森田町山田	森田町猫淵	1.7
	154	妙堂崎五所川原線	森田町上相野	柏下古川	4.3
	161	豊川館岡線	稲垣町豊川	木造館岡	5.3
	162	再賀木造線	稲垣町千年再賀	木造芦沼	7.6
	164	林五所川原線	木造林	木造出野里	4.1
	184	下派立沼崎線	稲垣町福富下派立	稲垣町沼崎	4.5
	185	出来島丸山線	木造出来島	木造丸山	8.1
	186	桑野木田南広森線	柏桑野木田	木造南広森	9.1
	187	越水木造線	木造越水	木造鶴泊	9.5
	188	福原陸奥森田停車場線	木造福原	陸奥森田停車場	1.5
	189	富菴薄市線	富菴町	下車力町	1.2
	200	米山菖蒲川線	森田町床舞	森田町山田	0.3
	228	高山稻荷神社線	牛瀨町	牛瀨町	3.2
	241	木造停車場線	木造停車場	木造千代町	3.3
	245	稲盛千代町山田線	柏稲盛	森田町山田	6.1
	261	鳴沢停車場	鳴沢停車場	木造	0.4
	267	山田鱒ヶ沢線	森田町山田	木造越水	6.4
計		20 路線			90.8
自転車道	265	鶴田五所川原自転車道線	柏	柏	2.9
計		1 路線			2.9

資料：道路現況調書(令和 4 年 6 月作成) 県土整備部道路課